

扶養控除等申告書の提出について

勤務先へ提出する「[給与所得者の扶養控除等申告書](#)」又は「[従たる給与についての扶養控除等申告書](#)」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この、前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

簡易な申告書を提出する場合は、次のチェックリストをご確認ください。

※ 次の事項に1つでも該当する場合は、簡易な申告書を提出することができませんのでご注意ください。

- あなたや[源泉控除対象配偶者](#)、[控除対象扶養親族](#)などの住所又は居所が異動した
- あなたや控除対象扶養親族などの氏名に変更があった
- あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などのマイナンバー(個人番号)に変更があった
- 源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族、16歳未満の[扶養親族](#)(以下「年少扶養親族」といいます。)に新たに該当することとなる(又は該当しなくなる)人がいる
- あなたが[寡婦](#)、[ひとり親](#)、[勤労学生](#)に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- あなたや[同一生計配偶者](#)、扶養親族が([特別](#))[障害者](#)に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円超となる
- 控除対象扶養親族や年少扶養親族の所得の見積額が48万円超となる
- 控除対象扶養親族の年齢の変動により控除の区分が変わる
例) 控除対象扶養親族が特定扶養親族や老人扶養親族に該当することとなる場合、特定扶養親族が23歳になったことにより特定扶養親族に該当しなくなる場合
- 控除対象となる国外居住親族について、扶養控除の適用要件の区分が変わる
例) その国外居住親族の年齢が30歳に達することにより扶養控除の適用要件の区分が「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合、扶養控除の適用要件の区分が「留学」に該当していた国外居住親族について、留学の事実がなくなったことにより「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合
- 年少扶養親族が16歳になり控除対象扶養親族に該当することとなる



上記のいずれにも
該当しない場合

簡易な申告書を提出できます。

【記載例】



上記の事項に1つでも
該当する場合

簡易な申告書は提出できません。

※ 記載すべき事項を全て
記載した申告書の提出が
必要となります。

【記載例】



※ 勤労学生控除や国外居住親族について扶養控除等を受ける場合は、扶養控除等申告書の提出とは別に、証明書類を勤務先に提出又は提示する必要があります。

※ 具体的な手続については、勤務先からの案内に基づいて行ってください。

◎ 簡易な申告書が提出できる場合など、簡易な申告書の詳細については「[簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ](#)」をご覧ください。

【簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ】

